

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられました。また、令和元年10月1日より消費税率が10%へ引き上げられ、地方消費税率についても78分の22（消費税10%のうち2.2%）へ引き上げられました。

これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当します。

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	予算額
6 款 地方消費税 交付金	1 項 地方消費税 交付金	1 目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	390,000
計				390,000

歳出

(単位：千円)

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交付金（社会保障財源化分） 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3 款 民生費	1 項 社会福祉費	1 目 社会福祉総務費	245, 676	98, 355		147, 321	147, 321
		4 目 障害者福祉費	163, 785	36, 768	11, 051	115, 966	115, 966
		5 目 老人福祉費	600, 557	109, 391	15, 021	476, 145	476, 145
		7 目 障害者自立支援費	624, 064	458, 471		165, 593	165, 593
	2 項 児童福祉費	2 目 児童手当費	569, 245	483, 767		85, 478	85, 478
		3 目 母子福祉費	247, 859	59, 641	8, 300	179, 918	179, 918
		7 目 児童発達支援費	185, 017	138, 762		46, 255	46, 255
	4 項 災害救助費	1 目 災害救助費	1, 452	2		1, 450	1, 450
4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	1 目 保健衛生総務費	210			210	210
		2 目 予防費	15, 895	317		15, 578	15, 578
計			2, 653, 760	1, 385, 474	34, 372	1, 233, 914	1, 233, 914

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の予算額（745,000千円）の21分の11に相当する額

※2 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費